

Deloitte.

デロイトトーマツ



RCEP関連レポート

＜日・ベトナム間で適用可能なFTAと原産地規則(1)＞

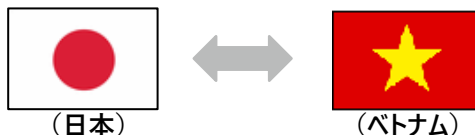
Trade Compass®の主要機能の紹介

2022年6月

デロイトトーマツ税理士法人

協定ごとに異なる原産地規則（日・ベトナムの例）

RCEP発効により、ますます選択肢の広がるFTA活用ですが、本レポートでは、ある輸入国と輸出国（原産国）の組み合わせで適用可能なFTAと原産地規則の例を、具体的なHSコードとともにご紹介します。



抽出月：2022年6月

0902.10 -コーヒー、茶、マテ及び香辛料のうち、茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）のうち、緑茶（発酵していないもので、正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）

FTA	HSバージョン	HSコード	原産地規則
RCEP	HS2012	0902.10	WO
TPP	HS2012	0902.10	第0902.10号の産品への他の類の材料からの変更又は域内原産割合が40%以上(控除方式を用いる場合)であること(第0902.10号の産品への関税分類の変更を必要としない。) 注) 非締約国から輸入した種、りん茎、根茎、台木、挿穂、接ぎ穂、接ぎ木、苗条、芽その他植物の生きている部分から、締約国の領域において栽培される農産品又は園芸品は、原産品とする。
アセアン - 日本 EPA (AJCEP)	HS2002	0902.10	CC
日本 - ベトナム EPA	HS2007	0902.10	CC

8711.10 -軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品のうち、モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助鉄道用及び原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカーのうち、シリンダー容積が50立方センチメートル以下のピストン式内燃機付きのもの

FTA	HSバージョン	HSコード	原産地規則
RCEP	HS2012	8711.10	RVC40
TPP	HS2012	8711.10	第8711.10号から第8711.30号までの各号の産品への他の項の材料からの変更(第87.14項の材料からの変更を除く。)又は域内原産割合が(a)30%以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)30%以上(純費用方式を用いる場合)、(c)40%以上(控除方式を用いる場合)若しくは(d)50%以上(重点価額方式を用いる場合。第87.11項及び第87.14項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第8711.10号から第8711.30号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
アセアン - 日本 EPA (AJCEP)	HS2002	8711.10	RVC 40%
日本 - ベトナム EPA	HS2007	8711.10	LVC 40%又はCTH

6107.21 -衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）のうち、男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）のうち、ナイトシャツ及びパジャマのうち、綿製のもの

FTA	HSバージョン	HSコード	原産地規則
RCEP	HS2012	6107.21	CC
TPP	HS2012	6107.21	第61.01項から第61.09項までの各項の産品への他の類の材料からの変更(第51.06項から第51.13項までの各項、第52.04項から第52.12項までの各項、第54.01項から第54.02項までの各項、第5403.33号から第5403.39号までの各号、第5403.42号から第5403.49号までの各号、第54.04項から第54.08項までの各項、第55.08項から第55.16項までの各項、第56.06項又は第60.01項から第60.06項までの各項の材料からの変更を除く。)。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。
アセアン - 日本 EPA (AJCEP)	HS2002	6107.21	CC(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが1又は2以上の締約国において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされる場合に限る。
日本 - ベトナム EPA	HS2007	6107.21	CC(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされる場合に限る。)

Trade Compass®とは

近年、国家・地域間の国際通商交渉が加速することにより、世界のFTA網が益々複雑化しています。Trade Compass®はクラウドベースの統合データベースであり、多種多様なFTA・EPAに関わる情報を一括マトリックスで表示する機能、関税データの詳細を確認する機能、将来の削減ポテンシャルを分析する機能、最適な調達国を洗い出す機能、そして実貿易データと関税率の変化を結び付け表示する機能を装備しています。

グローバルにビジネスを展開する製造業者はTrade Compass®を活用することによりFTAの使い漏れを洗い出し、最適なサプライチェーンを構築し、コンプライアンスを強化することができます。Trade Compass®は言語は英語・日本語の二か国語対応になっています。また、クラウド上で稼働していますので、ユーザーはネット規制がないすべての国々からアクセスすることも可能です。

Trade Compass®の主な機能

Tariff Search (関税率・原産地規則検索)

関税率・原産地規則の確認

- HSコード・キーワードにより、関税分類・原産地規則を検索
- 関税率を将来（最大10年先）まで把握

関税率・原産地規則確認機能

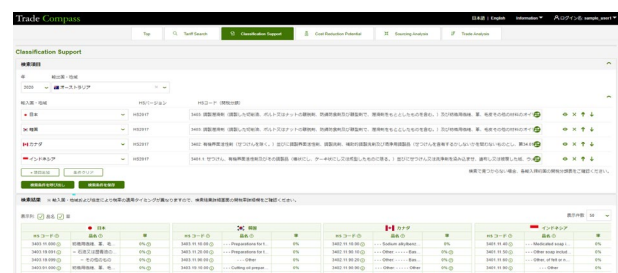


Classification Support (複数国間の関税分類比較)

自社製品の関税分類を検証・確認

- 複数国の関税分類（HSコードおよび品目）を同時に比較表示することで、自社の関税分類を検証

関税分類比較機能



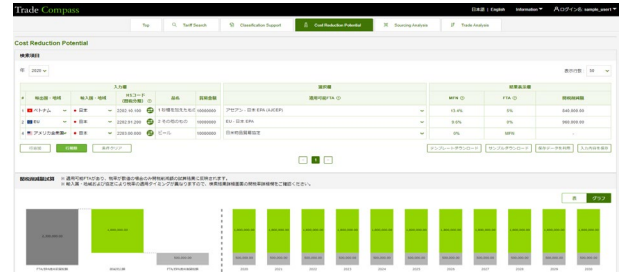


Cost Reduction Potential (関税削減ポテンシャル試算)

FTA活用によるコスト削減余地の可視化

- 自社サプライチェーン情報（輸出入国・品目・取引規模）に基づき、FTA 活用可能性と関税コスト削減ポテンシャルを将来にわたりシミュレーション
- FTA 使い漏れの防止による当期利益への貢献を実現

効果試算機能

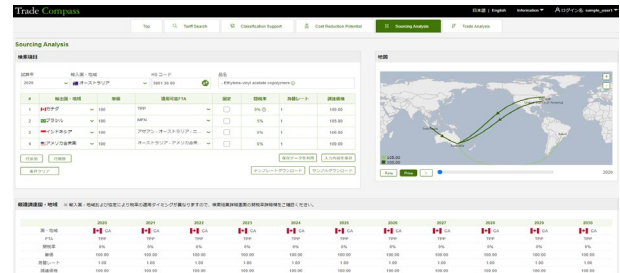


Sourcing Analysis (関税・為替を加味した調達コスト比較)

関税率・為替を考慮した最適な サプライチェーンの把握

- 為替変動と将来関税を考慮し、サプライチェーン別の調達コストを同時比較

サプライチェーン別調達コスト分析機能

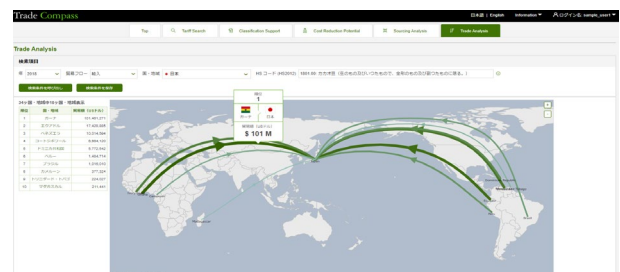


Trade Analysis (品目別の貿易金額・関税率分析)

品目別主要輸出入国の可視化による サプライチェーン検証

- 品目別主要輸出入国（グローバルで上位10ヶ国）を表示し、マーケット動向と自社サプライチェーンの差異を検証

品目別主要輸出入国確認機能



お問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人
Tel： 03-6213-3800 (代)
www.deloitte.com/jp/tax
trade_compass_tax_cs@tohmatu.co.jp

Deloitte.

デロイトトーマツ

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイトアジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュトーマツ リミテッド(“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して“デロイトネットワーク”)のひとつまたは複数指します。DTTL(または“Deloitte Global”)ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301